交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第30条の９第１項第６号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第30条の14第３項の規定により届け出ます。

　年　　　月　　　日

住　所

氏　名

和　歌　山　県　知　事

　　　　　　　　保　健　所　長　様

※病院、診療所、飼育動物診療施設において患者等から譲り受けることができるのは、当該施設で交付した医薬品である覚醒剤原料に限ります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 譲り渡した者の氏名 |  | |
| 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料 | 品　名 | 数　量 |
|  |  |
| 譲り受けた施設の所在地及び名称 |  | |
| 譲り受けた日時 |  | |
| 譲り受けた場所 |  | |
| 譲り受けた事由 |  | |
| 廃棄の日時(予定) |  | |
| 廃棄の場所(予定) |  | |
| 廃棄の方法(予定) |  | |
| 参　　考　　事　　項 |  | |

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第30条の９第１項第６号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である

覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第30条の14第３項の規定により届け出ます。

１　添付書類　　　なし

２　記載上の注意事項等

（１）提出部数

和歌山市内は薬務課へ１部、和歌山市以外は保健所へ１部

（２）届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載することまた、廃棄が必要な薬局の名称と所在地を併記すること。

（３）譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

（４）廃棄の方法は、（粉砕して）放流、焼却等を記載すること

（５）譲り受けた事由の欄には、具体的に（患者死亡のため、内服困難のため等）記載すること

３　留意事項

（１）譲受後速やかに届け出ること。

（２）対象となる覚醒剤原料

　　処方箋により調剤、交付された覚醒剤原料

　　①患者が不要になり、患者から譲り受けたとき

　　②患者の死亡により相続人等から譲り受けたとき

※自施設において調剤、交付された覚醒剤原料に限る。

（３）譲受後は1週間以内を目処に廃棄し、廃棄から３０日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を提出すること。

　　　譲受後速やかに届け出る場合、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」と「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を同時に届け出ることができる。

○○年△△月××日

住　所　○○市▲▲町××

氏　名　医療法人○×会

理事長　　○田△雄

和　歌　山　県　知　事

　　　　　　　　保　健　所　長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 譲り渡した者の氏名 | □本○子 | |
| 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料 | 品　名 | 数　量 |
| エフピーＯＤ錠2.5ｍｇ | １４錠 |
| 譲り受けた施設の所在地及び名称 | ○○市▲▲町××  ●●病院 | |
| 譲り受けた日時 | ○○年△△月◇◇日 | |
| 譲り受けた場所 | ●●病院 | |
| 譲り受けた事由 | 患者死亡のため | |
| 廃棄の日時(予定) | ○○年△△月×日 | |
| 廃棄の場所(予定) | ●●病院薬剤部 | |
| 廃棄の方法(予定) | 粉砕して放流 | |
| 参考事項 |  | |